

二条駅地区地区計画

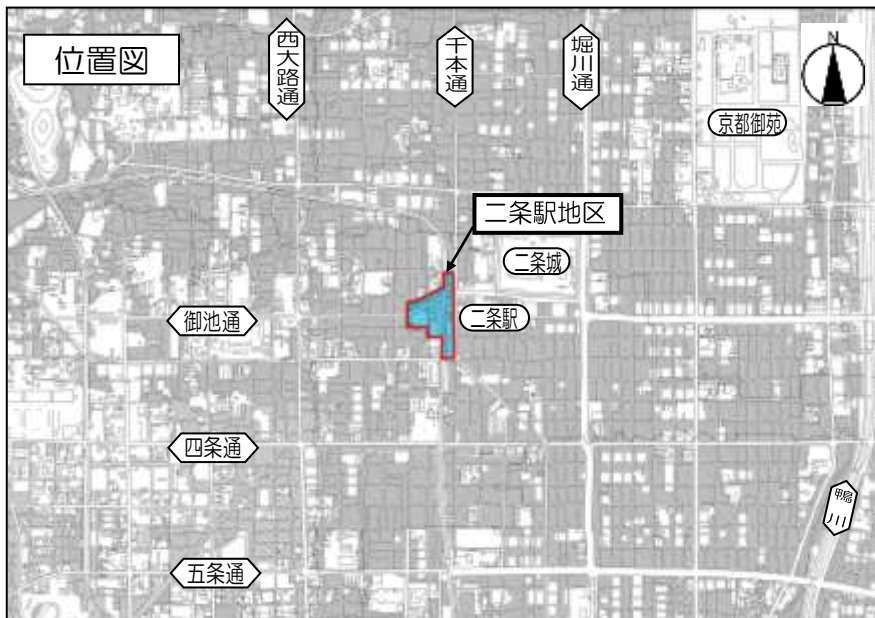
都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel. (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上能満前町488

位置：京都市中京区西ノ京星池町，西ノ京小堀町，西ノ京北聖町，西ノ京柁尾町，西ノ京職司町，西ノ京南聖町及び西ノ京小倉町の各一部

面積：約9.1ヘクタール



【地区計画の目標】

二条駅地区は、JR山陰本線二条駅を中心とする貨物ヤード跡地及び周辺の既成市街地を含む、土地区画整理事業を施行している地区です。

土地区画整理事業により都市基盤を総合的に整備し、JR山陰本線連続立体交差化事業、地下鉄東西線建設事業等によりその交通拠点性を高め、「交流と創造のまち」を基本テーマに市街地西部の文化・観光拠点の創成をめざし、21世紀を展望した新たな都市拠点とします。

そのため、建築物等に関する規制・誘導を通じ、合理的かつ健全な土地利用により、良好な環境の街区の形成と活力ある文化・観光及び商業業務拠点の形成を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用の方針

A地区 御池通の北側に面する街区において、商業業務機能の確立を目的とする施設を配置し、周辺の施設や環境と調和のとれた土地利用を図ります。

B地区 御池通の南側の二条駅西口交通広場に面する街区において、文化・観光及び商業業務機能の確立を目的とする施設を配置し、周辺の施設や環境と調和のとれた土地利用を図ります。

C地区 千本通及び二条駅東口交通広場に面する街区において、商業業務機能の確立を目的とする施設を配置し、周辺の施設や環境と調和のとれた土地の高度利用を図ります。

○地区施設の整備方針

土地区画整理事業により道路等を計画的に配置し整備します。

安全で快適な歩行者等の動線を確保するための公共空地を配置します。

○建築物等の整備方針

1 建築物の用途の制限等により、市街地西部の新たな都市拠点としてふさわしい建築物の誘導を図ります。

2 壁面の位置の制限により、公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した、良好な都市景観を有するゆとりのある街区の整備を図ります。

【地区整備計画】

○地区施設の配置及び規模（下図（地区計画及び地区整備計画 区域図）を参照）

公共空地（歩行者用通路）幅員3メートル，幅員6メートル，幅員8メートル
（延長約150メートル），（延長約120メートル），（延長約15メートル）

○建築物等の用途の制限

建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げる建築物は，建築してはならない。

○容積率の最高限度

敷地面積が以下の場合に限り10分の40

A地区 500平方メートル未満

B地区 1,000平方メートル未満

C地区 1,500平方メートル未満，かつ用途地域に関する都市計画で10分の50と定められた区域内にあること

○壁面の位置の制限 図表示

敷地境界からの最低限度

A, B, C地区 一... 外壁まで2メートル，外壁に代わる柱面まで1メートル（御池通との道路境界線の道路側の高さを高さの基準点とし，高さが基準点以上3メートル以下の部分に限る）

C地区 一... 外壁又はこれに代わる柱面まで2メートル（敷地境界線の千本通又は二条駅東口交通広場側の高さを高さの基準点とし，高さが基準点以上の部分に限る）

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

